

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成、合格証書・合格証明書の発行および検定試験に関する連絡・各種情報提供の目的にのみ使用いたします。

第 84 回 リテールマーケティング（販売士）検定試験 2 級 申込書

(施行日 令和 元 年 7 月 13 日)

※申込書への記入は、原則として受験者本人の自筆とする。★印は必須記入項目。

フリガナ			★性 別
★氏 名			男：1 女：2
★生年月日	昭和 / 平成	年 月 日生 (歳)	
★現住所	〒		★電話番号
学校名 または 勤務先等	(名称)		
	(所在地)		
職業別分類	1：百貨店 2：スーパーマーケット 3：総合品ぞろえスーパー 4：専門店チェーン 5：コンビニエンスストア 6：一般小売業 7：その他小売業 8：卸売業 9：製造業 10：大学生 11：短大生 12：専門・各種学校生 13：高校生 14：サービス業・飲食業 15：コンサルタント業 16：無職 17：その他		
★免除科目	(科目)	(条件)	
該当する免除科目および免除条件に○印を付けてください	販売・経営管理	イ. 2級販売士養成講習会修了者 (主催者名 修了証明書番号)	
		ロ. 2級販売士養成通信教育講座修了者 (主催者名 修了証明書番号)	

販売士 合格バッジ	・購入する
	・不要

裏面記載の注意事項を承諾し、受験申し込みいたします。
★本人署名

試験会場	受験番号	合格証書番号	合・否

_____ 中建 _____ 商工会議所

(注) 試験に合格されますと販売士として登録されますが、データベース・システムの都合上、氏名・住所は J I S (日本工業規格) 漢字コードの第 1 水準・第 2 水準の文字でのみ登録が可能です。つきましては、氏名・住所に第 1 水準・第 2 水準以外の文字 (例：「高 (はしごだか)」「崎 (たちさき)」など) が含まれる場合は、第 1 水準・第 2 水準の文字 (例：「高」「崎」といった文字、またはカタカナ) で当該欄にご記入くださいますようお願い申し上げます。合格証書、認定証(カード)、郵便物の宛先も第 1 水準・第 2 水準の文字での表記となります。

なお、第 1 水準・第 2 水準以外の文字でのご記入があった場合には、事務局にて第 1 水準・第 2 水準の文字に変更して登録いたしますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

【2級受験者の方への注意事項】

1. 試験は、筆記試験(「小売業の類型」「マーチャンドライジング」「ストアオペレーション」「マーケティング」及び「販売・経営管理」の5科目)を行います。

筆記試験(全5科目)の全科目を受験しないと失格になります。ただし、次のいずれかに該当する者は、販売・経営管理科目が免除されます。

なお、受験を希望する者は販売・経営管理科目を受験しても差し支えありませんが、この場合、免除規定は適用されません。

(1) 販売・経営管理科目が免除される者

ア. 前々回の検定試験実施後に所定の2級販売士養成講習会を修了し、販売・経営管理科目の予備試験に合格した者

イ. 前々回の検定試験実施後に前記の指定2級販売士養成通信教育講座(スクーリングを含む)を修了した者

2. 受験申込時において所定の申込書類のほか、別に定める受験料及び販売・経営管理科目免除者はその証明書等を提出してください。

3. 集合時刻までに試験会場に入場するよう、時間厳守してください。

4. 受験するときに持参するもの

(1) 受験票

(2) 黒鉛筆(硬度はHB又はB)及び消しゴム

(3) そろばん・電卓等の計算用具

(4) 原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書(運転免許証、旅券(パスポート)、社員証、学生証)など

※ただし小学生以下の方は、必要ありません。

※身分証明書をお持ちでない方は、受験地の商工会議所等にご相談してください。

5. 試験場では、受験票の番号と同じ番号の席に着いてください。

6. 試験場では、すべて試験委員の指示に従ってください。指示に従わない者あるいは不正行為を行った者は、退場させることがあります。

7. 試験中は勝手な発言をしないでください。質問があるときは、試験開始前に手を挙げて試験委員に申し出てください。試験開始後の質問には応じません。

8. 試験開始から30分間経過しないと退席は認めません。

9. 解答記入上の注意

(1) 筆記試験全般に共通する注意事項

次の注意に反したときは、無効とします。

ア. マークシート(答案用紙)にマークする際は、HB又はBの硬度の鉛筆で所定の欄をはっきりと塗りつぶしてください(HB又はB以外の硬さの鉛筆、ボールペン、万年筆等の筆記用具を使用した場合は、無効となります。)

イ. 答を書き直す場合は、訂正する答を消残しないよう消しゴムで消して、答をマークし直してください。

ウ. 一つの設問について、答をすべて同一記号(数字)の選択をした場合は、無効とします。

例えば、すべて1あるいは2などと選択した場合は、無効となります。

エ. 同一の問題について複数の答を選択した場合は、無効となります。

オ. 免除科目のある方は、免除科目には解答しないでください。免除科目を解答した場合は、採点対象となり、その科目の免除措置は摘要されませんので注意してください。

10. 合格者として認定を受けた者(以下「販売士」という。)には、認定証(カード型)、合格証書を交付します。なお、希望者には有料で合格章(バッジ)を交付しますので、希望される場合は、受験した商工会議所に申し出てください。

認定証等は、合格後5年を経て資格の有効期間を更新する際に必要となりますので、大切に保管してください。

また、氏名、自宅住所等連絡先に変更があった場合は、日本商工会議所に必ず届け出てください(届出のない場合は、資格の管理ができません)。

合格証書を紛失又は破損した場合は、再発行しません。

その場合は、希望により合格証明書を発給しますので、受験した商工会議所または最寄りの商工会議所に申し出てください。

また、認定証を紛失又は破損した場合は、希望により有料(3,090円(税込))で再発行しますので、申し出てください。